

## 令和6年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和6年2月9日(金)午前9時30分から正午まで

場 所 教育委員会室

日 程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名者の決定

### 3. 議 事

日程第 1 (議案第 8号) 相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則について(学校教育部)

日程第 2 (議案第 9号) 相模原市文化財保存活用地域計画に係る諮問について  
(生涯学習部)

日程第 3 (議案第10号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育  
局)

### 4. 報告案件

日程第 4 (報告第 5号) 通学路における安全対策の拡充について(学務課)

日程第 5 (報告第 6号) 専決処分の報告について(学校施設課)

日程第 6 (報告第 7号) 相模原市学校事務職員のキャリアステージにおける人材  
育成指標について(教育センター)

日程第 7 (報告第 8号) 相模原市立図書館協議会の活動状況等について(図書  
館)

日程第 8 (報告第 9号) 相模原市図書館事業評価について(図書館)

日程第 9 (報告第10号) 中央図書館機能基本方針について(図書館)

出席者(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教育局長	高橋良明	学校給食・規模適正化 担当部長	有本秀美
生涯学習部長	村田典久	教育局参事 兼教育総務室長	岩崎雅人
教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛	教育局参事 兼学務課長	佐藤洋一
学務課総括副主幹 (就学支援班)	田中邦華	教職員人事課長	中井一臣
教職員人事課総括副主幹 (企画・任用班)	五郡太	学校教育部参事 兼学校施設課長	米山守
学校施設課担当課長 (施設班)	岩崎純也	教育センター所長	奥津光郎
教育センター総括副主幹 (研究・研修班)	表木 誕	生涯学習部参事 兼文化財保護課長	天野由美子
文化財保護課担当課長	堂園浩次	文化財保護課主査	中川真人
図書館長	宮下成実	図書館担当課長 (企画・管理班)	天沼栄一
図書館主査	島 優典	図書館主査	渡邊康司
相模大野図書館長	元木 潤	橋本図書館長	網本佳代
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原明伸	教育総務室主事	田中瑠菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程3、議案第10号、「相模原市岩本育英会奨学金奨学生の決定について」につきましては、会議規則の規定により、公開しない会議として取扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程3については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

渡邊教育長 はじめに、日程1、議案第8号、「相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

中井教職員人事課長 議案第8号、相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

はじめに、提案理由でございますが、学校現場の業務改善を図るため、共同学校事務室に係る規定を追加いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

共同学校事務室の設置に関する規定及び共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効率的な処理に資するものについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び同法施行令において、教育委員会規則で定めることとなっております。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

具体的な改正の概要といたしましては、本規則の第16条に、新たに共同学校事務室について規定いたします。第16条第1項に、共同学校事務室の設置について、第2項には

共同学校事務室で包括的な処理ができる事務を規定しております。第2項第1号で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第7条の2、第1号及び第2号に掲げる事務、具体的に申し上げますと、教材、教具、その他の備品の共同購入に関する事務や、給与及び旅費の支給に関する事務のことになっております。

続きまして、第2項第2号で、職員の勤務状況の管理に関する事務、第2項第3号で職員の福利厚生に関する事務、第2項第4号で物品の管理に関する事務を規定します。

第3項におきまして、その他必要事項に関する事項において規定いたします。

なお、施行日ですが、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての説明を申し上げました。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 この事業が導入されることによる、効果と課題を教えてください。

中井教職員人事課長 まず期待される効果としては、今まで1人でやっていた業務の相互チェックが可能になること、また、複数名によるOJTが可能となることで、若手職員へのアドバイス、業務のフォローができることが挙げられます。そのほか、作業の平準化も期待されます。

課題といたしましては、室を作り、室長には、総括事務主査、事務主査をもって充てるとしていますが、業務量がどのくらい増えるのか不明瞭であることで、そちらにつきましては、順次、把握をしてみたいと思っております。

小泉教育長職務代理者 導入に当たり、各学校現場の現状と、今後の教育委員会のサポートについて、教えてください。

中井教職員人事課長 現在、相模原市立学校事務研究協議会が母体となり、グループで様々な業務を行っております。その組織を土台にして今回の共同学校事務室の設置に至っておりますことから、今までやっていたことと組織的な違いはないと思っております。

教育委員会のサポートとしましては、その協議会に事務職員が入っていたわけではないため、全学校事務職員へ丁寧に説明をしてみたいと思います。

小泉教育長職務代理者 事務の効率化、総じて教職員の働き方改革という意味でもプラスだと思しますので、ぜひスムーズに効率的な事務運営ができるようなサポートをお願いできたらなと思います。

白石委員 共同学校事務室というのは、新たに部屋を作るのではなく、機能として設置されるという理解でよろしいのでしょうか。

中井教職員人事課長 おっしゃられるとおり、新たな場所をつくることではなく、学校の空き教室を利用し、集まって情報の共有や確認をするようなものです。

岩田委員 1つの共同学校事務室に何校が入り、それが市内にどれくらいできるのでしょうか。

中井教職員人事課長 市内105校あるのですけれども、地区で6つの共同学校事務室に分け、1グループ17校から19校の編成になる予定です。

渡邊教育長 ほかに何かご質問等、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第8号、「相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

#### 相模原市文化財保存活用地域計画に係る諮問について

渡邊教育長 次に日程2、議案第9号、「相模原市文化財保存活用地域計画に係る諮問について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

村田生涯学習部長 議案第9号、相模原市文化財保存活用地域計画に係る諮問について、ご説明申し上げます。

2の諮問理由でございますが、相模原市文化財保存活用地域計画は、文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画として、本市の文化財行政が目指す目標や中・長期的な基本方針、短期的に実施する具体的な事業を定めるものであり、その作成に当たり、相模原市文化財保護審議会に諮問するものでございます。

なお、平成30年の文化財保護法の改正により、文化財保存活用地域計画の策定が位置付けられましたが、本市として、この計画を進めることにつきましては、昨年度庁議に諮り、承認いただいたところでございます。

3の答申希望時期につきましては、令和7年2月とするものでございます。

続きまして、関係資料1をご覧ください。

1、計画を策定する背景と目的ですが、近年の過疎化・高齢化等、また新型コロナウイルス感染拡大などの影響により、文化財が失われたり、散逸したりすることが懸念されています。こうしたことから地域全体で文化財を保存活用する仕組みづくりが求められており、文化財を総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるため、計画を策定いたします。

2、計画の位置付けとしましては、地域における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画となり、本市が目指す中・長期的な基本方針を定めるマスタープランとしての役割と短期的に実施する具体的な事業であるアクションプランとしての両方の役割を持つこととなります。また、市の総合計画、市教育振興計画の下位に位置付く部門別計画でもあることから、作成に当たっては県の文化財の計画との整合を図りながら、市の他の部門別計画との連携を図る必要があります。

3のスケジュールですが、今年度、既に着手しており、文化財保護審議会に諮りますとともに、文化財保存活用地域計画作成検討協議会のご意見を伺いながら、令和6年度中に素案を作成し、令和7年度にパブリックコメントの意見反映を行ったのち、市として決定いたします。また、この計画の特徴的な点として、市として計画を決定した後に、文化庁の認定を受けることとされており、本市では令和7年12月に認定を受けるスケジュールとしております。なお、この計画を作成し、文化庁の認定による国庫補助制度を活用することで、財政的な効果、インセンティブが得られます。

裏面をご覧ください。

4、計画作成の枠組みでございますが、図の中央でございます薄いピンク色のついた部分が相模原市の計画になります。計画に記載する事項としましては、市が目指すべき方向性や将来像、文化財の保存と活用に関する課題と方針、具体的な事業や施策などの措置、推進体制などとし、計画期間は概ね5から10年間としています。

最下段でございます米印ですが、既に文化庁の認定を受けたのは全国で139市町、県内では伊勢原市のみとなります。県内政令市の横浜市、川崎市も現在、策定中と伺っております。

関係資料2につきましては、文化財保護審議会委員名簿となっております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

平岩委員 文化庁の認定はかなりハードルの高いものなのでしょうか。

天野文化財保護課長 ハードルが高いということもあるのかもしれませんが、個別具体的内容について触れて、ご指導いただいているという状況のため、令和7年の12月末に認定をいただけるような形ですり合わせを行っております。

渡邊教育長 予定どおり進むよう、計画的に進めているということでしょうか。

高橋教育局長 文化庁は全国の市町村を相手にしておりまして、一般的な部分で申しますと認定は非常にハードルが高い印象です。文化庁や審議会からご意見をいただき、微修正をしながら合わせていくというような作業工程を考えておりますが、ハードルというのは低くはないと思っております。

宇田川委員 指導を受けていく中で、ハードルがすごく高く大変ということはなく、その中でも順調に進んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

天野文化財保護課長 現在は骨子や概要の部分について調整をしておりますが、順調に進んでおります。

白石委員 策定までに何回ぐらい計画作成検討協議会を開催する予定でしょうか。

天野文化財保護課長 今年度は2回実施、来年度につきましては、3回予定をしております。

白石委員 計画期間が概ね5年から10年ということですが、これは期間が終了したら、また新たな地域計画を作成するのでしょうか。

天野文化財保護課長 国からのガイドラインの中で総合計画との整合等を踏まえて、5年から10年が望ましいとされておりますが、期間終了後は新たに作るというよりも、計画の修正をしていく予定です。

白石委員 今の教育振興計画が令和9年度までで、こちらが令和8年度から始まるということで、整合性や状況を確認しながら、作成していただければと思います。

平岩委員 相模原市の文化財は、有形、無形でこういったところが多いのでしょうか。

天野文化財保護課長 市指定の文化財が65件、市登録文化財が75件の計140件あり、有形、無形の部分なのですが、有形の部分の方が圧倒的に多く、有形文化財が79件、有形民俗文化財が27件ございます。

それから、無形の文化財は市指定・登録6件のほか、県指定が3件ということになります。

す。

平岩委員 相模原市も市制70周年を迎えるため、文化財も大事にしていかななくてはいけないと思います。有形は分かりやすいのですが、無形というところも確実に継承していかなければいけないもの、多々あると思いますので、その辺も考えて進めていただければと思います。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

議案第9号、「相模原市文化財保存活用地域計画に係る諮問について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

#### 通学路における安全対策の拡充について

渡邊教育長 次に、日程4、報告第5号、「通学路における安全対策の拡充について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐藤学務課長 報告第5号、通学路における安全対策の拡充について、報告いたします。

別紙をご覧ください。

通学路における安全対策の拡充についてでございますが、児童が安全に通学するため、学童通学安全指導員などの見守り活動を行っておりますが、担い手が不足している中で、今後、限られた人材で登下校時の安全確保を図るため、通学路における安全対策を拡充する必要があると考えているところでございます。

現状と課題でございます。今、申し上げました学童通学安全指導員は、市内で約140人いらっしゃいまして、信号機のない交差点を中心に有償ボランティアという形で配置をさせていただいております。しかし、携わっている方は高齢者が多く、今後の活動の維持に、少し不安がございます。

また、学童通学安全指導員は、学校からの推薦ということで、地域のことをよく知っている方をお願いをするということになりますけれども、確保が非常に難しいという現状がございます。



続いて、通学路交通安全プログラムについては、平成24年4月に発生した亀岡市の児童死亡事故を受けて警察庁、国土交通省、文部科学省が三位一体となって、子どもたちの安全確保のための、主にハード面の整備をしていくというようなことで運用しているものになります。しかし、本市の状況を見ますと、直近3年間で71校中34校の運用にとどまっており、周知が不十分である状況です。

また、実施した安全対策の効果検証を行っていないという課題もあります。

そういったことを受け、今後、安全対策の拡充をしていきたいと考えております。

令和6年度の新規事業として、スクールガード・リーダーの配置については、教育委員会12月定例会でご説明したところでございますけれども、通学路の点検、見守り活動者の指導をやっていただきながら、危険箇所の洗い出し等をしていただき、学童通学安全指導員の人材不足に対する質の向上を図っていききたいと考えているところでございます。

続いて、ながら見守り活動の普及啓発について、こちらもしっかりやっていきたいなと考えております。ながら見守り活動というのは、登下校時の時間帯に合わせて、散歩や水やりなど、何かをしながら児童を見守っていただくということを見守り活動というような形で定義しておりますけれども、これを本市においては登録制としたいと考えております。登録制とする意味合いとしては、場合によっては子どもたちに声をかけてもらう、あるいは子どもたちに逆に声をかけてもらうというようなこともやっていきたいなと思っておりますので、一目でながら見守り活動の人だと分かるようにバンダナ等のノベルティを作成、配付したいと考えております。

3つ目として、学童通学安全指導員の処遇改善を行いたいと思っております。

現在は有償ボランティアで活動しておりますが、1時間当たりの単価が677円となっております。こちらを処遇改善ということで、令和6年度の当初予算では増額をするというような形で対応させていただき、新たな担い手の確保にもつなげていきたいと考えているところでございます。

最後に、通学路交通安全プログラムの改定を行いたいと考えております。

実施した安全対策に対して、どのような効果があったのかというようなことをしっかりと位置付けて、組織立ててやっていきたいということと、教職員に対し研修をして、このプログラムの活用の有効性といったものをしっかりと伝えるというようなことも盛り込みたいと思っております。

また、スクールガード・リーダーの配置やながら見守り活動の制度を新設するというこ

ともしっかりとプログラムの中に位置付けていきたいと考えております。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いします。

白石委員 通学路交通安全プログラムについて、学校から学務課に危険箇所の改善要望書が出されるとのことですが、事務の流れを教えてくださいませんか。

佐藤学務課長 まず学校の方でPTA、地域の方も含めて、まず点検をしていただき、危険箇所等があった場合、学務課の方に一括して学校長名、PTA会長名で提出していただきます。それを我々の方でどこが対応すべきなのか振り分けし、各担当から回答をもらいます。その回答を学校の方にお返しするということなのですけども、中には、なかなか難しい要望もございますが、難しいということであれば代替策を合わせて学校にお返しするという対応させていただいております。

スパンとしては、大体要望をいただいてから、1か月から2か月で回答しております。実際に箇所が改善されるのはなかなか当該年度というのは難しいというところもありますけども、概ね2年から3年のうちには全ての対応が完了するというような形で進めております。

白石委員 直近3年で34校しか改善要望が挙がっていないということで、この周知の仕方を工夫する以外にも、もっと気軽に拾い出せるようなシステムがあるといいのかなという気がしました。

小泉教育長職務代理者 ながら見守り活動と、学童通学安全指導員は兼ねることが可能なのかということと、学童通学安全指導員の担い手不足への対策として、市民一般にPRして、依頼をするような動きもされているのか、確認させてください。

佐藤学務課長 まず、1点目です。学童通学安全指導員とながら見守り活動を兼ねること自体は可能だとは考えております。ただ、交通安全指導員の方は、子どもたちの登下校時には活動していただいているというところもございますので、実際にできるかどうかは活動次第になります。

2点目ですけども、通学安全指導員が不足している中で、基本的には、地域のことをよく知っていただいている方に従事していただくのが一番理想だとは思っているため、広報さがみはらでは、不足している地区のPRをしているところです。今後は、学区に関わらず、やっていただける方については何らかの形で学校と連携を取りながら、我々の方も確保に向けて検討していくところでございます。

小泉教育長職務代理者 要望になりますけど、命にすごく関わる最前線のところですので、

迅速かつ確実に進めていただけたらと思います。

平岩委員 ながら見守り活動に協力して下さる方がいらっしゃるの、大変ありがたいことだと思います。ただ、ながら見守り活動の方は学童通学安全指導員のように信号機のない交差点等に立つことは難しいと思われまので、やはりその指導員を増やすというのがまず大事なのだと思います。

新たな担い手の確保が困難というところで、処遇改善というお話がありましたが、なり手が少ないというのが本当に金額的な部分だけなのかどうかというのをしっかりと検証した方がいいかなと思います。

それから、高齢者が多く活動に不安があるということですが、次の高齢者は絶対いるわけですので、今やっている方だけに頼るということではなくて、新たな担い手になりそうな人へのアプローチが問題になってくると思います。そのアプローチのときに金額面の問題だけでなく、今やっている人たちの輪の中に入っていけない等の問題はないかどうか、検証していただいた方がいいかなと思います。

佐藤学務課長 1つの要因として、金額も含めた処遇の改善というところがあるのだと思います。また、やはりやりがいというようなところも指導員をやっている方から聞いており、毎日、子どもたちの明るい声で挨拶を受けると、これが元気になってくるとか、活力になっているだとか、そういったことも声としていただいておりますので、そういったこともしっかりとPRしながら、担い手の確保に努めていきたいと考えております。

宇田川委員 学童通学安全指導員の方が現在140名ということですが、現時点で把握している危険箇所具体的な数と、新たな担い手の確保が困難というところで、その理由が処遇だけの問題なのか、そのほかにも担い手が確保できない理由というものとして何か考えられていることというのはあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

佐藤学務課長 現在の危険箇所としては、100箇所程度となっております。学童通学安全指導員の人数が、140名というのは、登校時のみ活動している方がいらっしゃるから、危険箇所よりも人数は多くなっております。

それから、2点目でございます。指導員の担い手の不足に対して何が考えられるのかというようなことであつたと思うのですが、まず1つは処遇の改善というところもあるのかもしれませんが、やはり決められた時間に、登下校時にほぼ毎日立たなくては行けないという点が難しいという声も聞いております。

それから、下校時が特に不足をしているという状況があり、日中に実際に立たなくては

いけないというようなところで、やはりちょっとなり手としては敬遠するところがあるのかなというところは感じるところでございます。

宇田川委員 よく分かりました。ということは、逆に本当に安全指導員の方が増えれば増えるほど、結局お互いに負担が減っていくという意味で、非常に大切になってくると思います。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件は終了させていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・10:16～10:18)

#### 専決処分の報告について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程5、報告第6号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

米山学校施設課長 報告第6号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。お手元の資料の2枚目、別紙、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

本件は、市立谷口小学校校舎増改築工事に係る工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものです。

内容といたしましては、令和5年6月29日、相模原市議会第2回定例会6月定例会議にてご議決いただき、櫻内工務店・古木建設共同企業体と契約を締結しました工事請負契約について、変更するものです。

1、変更事項ですが、契約金額7億180万円を7億1,444万7,800円に変更するものです。

2、変更の理由ですが、契約金額を1,264万7,800円増額するもので、内訳といたしましては、(1)受注者から公共工事設計労務単価等の改定による契約金額の変更請求があり、労務単価及び資材単価等を見直したことから、これらに係る費用として1,193万9,400円を増額する必要が生じたものです。

(2)といたしましては、増築校舎の基礎工事における掘削作業中にコンクリート殻等

の埋設物の存在が判明したため、その撤去及び処分に係る費用として70万8,400円を増額する必要が生じたことです。

変更金額がご契約いただいた契約金額の1割以内でしたので、あらかじめ市長に委任された範囲内でありますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページでございますけども、上段が案内図、下段が契約の概要でございます。ご参照いただければと存じます。

以上で報告第6号、専決処分の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 こういう金額の見直しはよくあるのかということと、埋設物が埋まっていた理由は明確なのか、教えてください。

米山学校施設課長 まず労務単価等につきましては、毎年、大体2月から3月頃に国からの通知があり、古い単価を使って発注したものは新しい単価で見直す必要があります。この案件につきましても、昨年度末に発注したものでございまして、設計としては古い単価を用いたものでしたので、3月以降の単価を見直したという状況でございます。

また、埋設物についてですが、コンクリート殻のため、どういう経緯で埋まったかということは分からない状況でございます。

小泉教育長職務代理者 そのコンクリート殻は校舎の下から出てきたのでしょうか。

米山学校施設課長 もともとプールがあり、そのプールを撤去して、校舎を建てることになったのですが、その際に下からコンクリートの殻等が出てきたという状況でございます。

渡邊教育長 ほかにいかがでしょうか。ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件はよろしいでしょうか。終了いたします。

相模原市学校事務職員のキャリアステージにおける人材育成指標について

渡邊教育長 次に、日程6、報告第7号、「相模原市学校事務職員のキャリアステージにおける人材育成指標について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

奥津教育センター所長 報告第7号、相模原市学校事務職員のキャリアステージにおける

人材育成指標について、ご説明いたします。

本市においては、令和4年2月、教員のキャリアステージにおける人材育成指標を作成したところでございます。このたび、相模原市学校事務研究協議会の協力を得て、学校事務職員のキャリアステージにおける人材育成指標を策定いたしました。これまで教育公務員特例法に基づき、教員のみ人材育成指標を作成しておりましたが、教育委員会人材育成方針にも記載されているとおり、学校事務職員においても学校で働く職員の一員として、教員に求められる視点は重要であるということから、本指標の策定に至りました。

策定に当たっては、指標の左側に示されている、社会人としての基礎的資質・能力、教職員としての本質に迫る力、学校経営におけるマネジメント能力については、教員の指標を参考に作成しております。

専門性を高める力につきましては、学校事務職員の専門性として、専門的知識、事務処理能力、共同学校事務室の3つの領域を設け、指標を作成しました。学校事務職員においては令和6年度から共同学校事務室がスタートすることから、高度に専門的な資質、能力を身につけていく際の目安となるものが必要であると考えました。

目指す力のうち、教職員としての本質に迫る力、学校経営におけるマネジメント能力については、職位ごとに設定しましたが、専門性を高める力では、発展期、自己実現期について、室員、副室長、室長のように共同学校事務室の役割に応じて指標を作成しました。向上期についても同様でございます。

今後につきましては、本指標と研修をリンクできるよう、研修の精査に努め、学校事務職員が自身の立ち位置を客観的に把握した上で、自ら必要な研修を受講するなど、活用・促進を目指していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

白石委員 最初の横軸なのですが、基礎形成期が初任、その次が2年目以降とのことですが、向上期、発展期、自己実現期はどのぐらいの期間を想定しているのでしょうか。

奥津教育センター所長 向上期は採用後5、6年、発展期は採用後10年以降を考えてございます。自己実現期におきましては、その後、幅広くという形になります。キャリアステージという考え方がそもそも年代で切るというよりは、その人、個人個人の成長に合わせて柔軟にということがございますので、そのような色分けをさせていただいているとこ

ろでございます。

白石委員 学校事務職員についても、人材育成指標を策定されるということで、これは非常に良いことだと感じています。今、学校事務職員は何人いらっしゃるのでしょうか。

高橋教育局長 学校事務職員の人数ですが、本年度5月現在、小学校で85人、中学校で47人となっております。

小泉教育長職務代理者 専門性を高める力の向上期が横に広がっているのですが、何か意図があるのでしょうか。

表木教育センター総括副主幹 向上期につきましては、主任事務主事が室員もしくは室副室長にもなる可能性があるということで、横に伸ばしております。

向上期になりたての方は、向上期の真下にあるできる（室員）の下に書かれている事項を目指していただき、その後、副室長に近づくと、発展期、自己実現期と、自分の目指すところを決めていただくことになるため、このような指標にさせていただきました。

小泉教育長職務代理者 自分自身で決めていくということですが、管理職が主任事務主事自身の決めたレベルを把握できるようなシステムはあるのでしょうか。

奥津教育センター所長 小泉委員がおっしゃるように、教員のキャリアステージにおきましても、こちらの指標とリンクしたシステムを使いまして、管理職と対話を重ねたりしながら、自身の成長を振り返るような機会を設けます。同様に事務職員も、こちらの研修を使いながら、そのような運用を進めていきたいと考えております。

宇田川委員 キャリアを積み重ねていく上での成長プロセスということではいいのかなと思うのですが、やはり初めのところでは、公務員としての倫理観ですとか責任感というものも重要になってくるかなと思うのですが、その辺のところは、このキャリアステージの中で組み込まれているのでしょうか。

奥津教育センター所長 人材育成指標のめざす力の一番上、社会人としての基礎的資質・能力という項目の人間性のところを見ていただきますと、職務に対しての自覚や、規律を守り、礼儀正しい行動をとるといったところがあり、社会性につきましてもコミュニケーション能力を高め、良好な人間関係等々、こちらに書いてございますので、公務員として職場内だけではなく、保護者、地域の方と会うこともございますので、こういったものを大切にしながら進めていけるように自身を振り返っていただき、そして管理職とも共有していただきたいと思っています。

平岩委員 めざす教員像と同じ視点は重要であるというところ、ここをしっかりと見てもら

えるようにお伝えいただければと思います。

渡邊教育長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件については終了いたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

10時45分、再開いたします。

(休憩・10:38～10:44)

#### 相模原市立図書館協議会の活動状況等について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程7、報告第8号、「相模原市立図書館協議会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

宮下図書館長 それでは、報告第8号、相模原市立図書館協議会の活動状況等について、ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧くださいと存じます。

1の設置目的等でございますが、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることでございます。委員の数は10人以内、委員の任期は2年となっております。

2の委員として、相模原市立図書館条例第16条の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者などから教育委員会が委嘱することとなっております。

3の活動内容及び会議開催実績等として、活動内容については、例えば、計画の策定や図書館事務評価など、図書館の運営に関する審議等を行うものでございます。また、開催の実績について、ここでは令和4年度及び令和5年度の実績を挙げております。

(1)の令和4年度は、4回開催いたしました。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。(2)令和5年度は、これまでに3回開催いたしました。また、協議委員のうち、会長、副会長、有識者にご出席いただき、協議会での審議内容に係る専門的事項についての調査及び検討を行う事前打ち合わせを3回実施しております。

主な議題といたしまして、図書館事業評価及び中央図書館機能の基本方針について、ご



審議いただきました。

3 ページの委員名簿をご覧いただきたいと存じます。令和5年6月30日現在、10人の方に委員をお願いしております。なお、今年度は6月に推薦母体の役職変更に伴い、社会教育の関係者に委員の交代がございました。学校教育や社会教育の関係者の方、学識経験者として図書館情報学を専門とする大学教員の方など、図書館の運営や図書館サービスに対し、理解がある方をお願いしております。

以上で、報告第8号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

白石委員 令和5年8月24日に公民館等図書室現地視察とありますが、何館ぐらいの公民館等図書室を見に行かれたのか、どのような感想を持たれたのか、教えていただけますでしょうか。

宮下図書館長 視察に関しましては、緑区内の公民館等図書館6室を視察いたしました。そのほか、比較として中央区の公民館図書室1室を視察しております。

ご意見として、例えば、職員の方が利用者のことを考えて、様々な工夫を凝らしているように感じたという点をいただきました。資料提供だけでなく、公民館と連携して進めたりですとか、空間づくりを進めたりすると、何かもう一工夫できたなら、市の図書館として目指そうとしている活動拠点として公民館図書室を機能させることができるのではないかというような意見をいただきました。

白石委員 今もお話がありましたように、ぜひ公民館図書室のネットワークと3つの大きな図書館が連携していただければと思いますので、そういうことも含めて、この図書館協議会の中で議論をいただければと思います。

渡邊教育長 ほか、いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 それでは、この件は終了いたします。

#### 相模原市図書館事業評価について

渡邊教育長 次に日程8、報告第9号、「相模原市図書館事業評価について」を議題いたします。

事務局より説明をいたします。

宮下図書館長 報告第9号、相模原市図書館事業評価について、ご説明を申し上げます。

まず、今回のご報告の経緯といたしまして、図書館では平成26年度事業分から毎年事業評価を行い、3年ごとに報告をしまいましたが、そのサイクルを改め、毎年ご報告ができるよう、昨年度末より期間圧縮の取組を順次行っているところでございます。

今年度5月には令和3年度分の評価をご報告し、既に公表しております。今回は、令和4年度分を報告するもので、以降、令和6年度からは毎年の報告といたします。

また、次回以降の事業評価につきましては、更に評価時期を改善し、事業実施の翌年度内の、より早い段階でご報告及び公表ができるよう作業を進めてまいります。

それでは、評価の内容について、ご説明申し上げます。お手元の資料、別紙1は評価書の概要、別紙2は評価書本体でございます。

本日は、別紙1の概要に沿って、また評価方法などの詳細については、別紙2を参照しながら、ご説明を申し上げます。

まず、別紙1の1ページをご覧ください。1の評価の目的でございますが、図書館法の規定に基づき、図書館の運営状況に関する評価を行い、運営の改善を図るとともに、運営の状況に関する情報を積極的に提供することを目的としております。

2の内容といたしましては、令和4年度分の図書館事業評価について、令和2年3月に策定した「第2次相模原市図書館基本計画」に基づき、実施したものでございます。

3の評価方法でございますが、計画の第6章に定める成果指標及び進行管理において、図書館による内部評価と、図書館協議会による外部評価を実施していることから、評価方法の詳細について、評価内容を定性的に記述することに加え、次のとおり段階評価を行うこととしました。

(1)内部評価では、アの総合評価を行うために、イの成果指標の達成項目による評価と、ウの施策の取組状況による評価をそれぞれ点数化し、合計点を算出してAからDまでの4段階で評価をいたします。

(2)外部評価では、内部評価及び各委員のご意見を踏まえ、図書館協議会の審議において、AからDまでの評価をいただきます。

評価方法の詳細については、別紙2の2ページをご覧ください。まず(1)内部評価につきましては、中段の成果指標の達成項目及びその下の施策の取組状況を、それぞれ評価方法に基づいて点数化し、双方の合計点を上段の総合評価とし、AからDまでの評価をい

たします。

次に、3ページをご覧ください。下段の(2)外部評価につきましては、外部評価及び各委員のご意見を踏まえ、図書館協議会においてご協議いただき、AからDの4段階で評価をいただいております。

別紙1の1ページにお戻りください。続いて、4の評価書の構成でございますが、1ページからの本編と、27ページからの資料編で構成しており、各内容は記載のとおりでございます。

別紙1をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。次に5、評価結果でございます。令和4年度は(1)内部評価はB評価、点数は55点となっております。

下段の(2)の外部評価はC評価となっており、成果は得られたが、改善の余地があるという結果でした。

評価結果の詳細は、別紙2の17ページをご覧ください。上段、太枠内が評価結果となります。

これらの内訳ですが、まず60点中15点でC評価となった成果指標の達成項目の評価につきましては、5ページをご覧ください。5から6ページの1から10までの成果指標のうち、6ページの一番上、網をかけたところがございます。5の利用者の満足度のみ、令和4年度の実績が令和4年の評価基準を達成しており、そのほかの9つの成果指標については達成していないことから、2ページ中段の内部評価の考え方に基づいて、C評価、15点としたものでございます。

次に、40点中40点でA評価となりました施策の取組状況による評価につきましては、17ページにお戻りください。太枠の下から19ページまでにお示しいたしました1から4の各項目の基本目標、合計73の主な施策の実施状況について、3ページの定量的な測定の考え方に基づいて点検評価を行い、A評価、40点としたものでございます。これにより、太枠の一番上の総合評価は15点と40点を合計して100点中55点となり、内部評価の総合評価につきましてはBといたしました。

次に、各基本目標の主な施策の中で、今回、未実施としてバツがついた項目をご説明いたします。

17ページの基本目標1のところですが、快適な読書環境の提供、くつろいで読み聞かせができるスペースや学習スペースの確保、次に、飲食のできるスペースの検討の3点を実施できておりませんでした。これらは、建物の構造や設計などに起因するもので、施設の

再整備の課題として捉えております。

同じく、基本目標 1、図書館サービスが十分行き届いていない地域への対応として、図書の受取や返却ができる場所の検討が実施できておりません。こちらは、本市図書館全体サービスの提供の状況を見据えた中で、中央図書館機能の中で今後、検討を進めてまいります。なお、令和 5 年度には、相模大野駅の駅前に返却ポストを設置いたしております。

同じく基本目標 1、ＩＣタグの導入などの先端技術を活用したサービスの検討が実施できておりません。こちらは、現在、次期図書館システム更新に向けた検討を行っているところでございます。

続いて、18 ページの基本目標 2 では、世代間など多様な交流の機会・場の提供が未実施です。こちらは、コロナ禍において交流の機会が提供できなかったことと、今後の課題として、施設整備の機会を捉え、交流が生まれるような場の整備にも取り組んでまいります。

次に、基本目標 3 では、学生ボランティアの事業への参画が未実施でございます。こちらは、コロナ禍において事業を行わなかったものです。

19 ページをご覧ください。基本目標 4 では、資料の収集・保管の統括及び本市図書館全体を捉えた資料構築、それと充実した資料群、設備、専門的人材による、多様化、高度化するニーズに対応したサービスの提供と、地域図書館や公民館等図書室の支援、これが未実施でございます。この 2 点は、今後、中央図書館機能として全体を統括する役割を確立し、実施してまいります。

別紙 1 の 2 ページ、5、評価結果にお戻りください。

(1) のイの施策の取組状況の令和 4 年度に実施した主な取組といたしまして、読書活動推進事業を実施し、電子書籍サービス等の試行導入や S D G s に関する普及啓発、公衆無線 L A N によるインターネット環境の提供など、新たな取組を実施してまいりました。

次に、(2) の外部評価として、図書館協議会の総合評価としてはことなり、成果は得られたが、改善の余地があるという評価内容です。こちらは、内部評価や各委員のご意見を踏まえ、図書館協議会での協議により評価を決定しております。

評価の主な内容につきましては、別紙 2 の 25 ページから抜粋しておりますので、読み上げさせていただきます。

本年度の図書館の取組の中で「くるくるとしよかん」や電子書籍サービスをはじめとする子どもの読書環境を充実するための取組は、改善のための一部指摘は寄せられているが

協議会委員からの評価は高い。先進的な取組を行っている他の事例を参考にして、一層の充実を求めたい。

次に、図書購入費につきましては、令和3年度に比べて増額しているが、昨今の物価上昇と連動して、新刊平均価格も大きく上昇している。引き続き資料費を確保して市民のニーズに見合った蔵書が構築できるよう努めてもらいたい。

3番目に、成果指標の達成状況については、憂慮すべき状況であると言わざるを得ない。図書館の内部評価では、規定に基づいて定量評価をBといたしましたが、図書館協議会の定性評価といたしましては、新たな取組などについては評価いただいた一方で、成果指標が1項目しか達成できていない点について憂慮すべき状況と判断され、C評価となりました。

評価の考え方として、成果指標の達成を重視しておりますので、改善に努めてまいりたいと考えております。

改善策として、3ページをご覧ください。6、今後の取組で、成果指標の向上等の目標達成に向けた主な取組を挙げております。例えば、図書館サービスの基盤となる蔵書については、更なる充実に向けた取組を進めているところです。また、中央図書館機能の確立・充実として、今年度は取組を具体化した基本方針を策定し、今後は方針に基づいて、図書館行政の司令塔の役割を担う機能の充実を図り、本市図書館全体でのサービス向上を目指してまいります。また、次期図書館システムの更新に向けて、新たな利便性向上の取組を進めるとともに、読書活動推進事業の取組として、電子書籍サービスなどについても継続的に実施してまいります。

これらの総合的な取組により、図書館利用の活性化を図り、成果指標の達成に取り組んでまいります。

以上で相模原市図書館事業評価についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見、ございましたらお願いいたします。

岩田委員 図書館協議委員の10人がどうやって外部評価をするのか教えてください。

宮下図書館長 基本的には資料をお示しいたしまして、各委員の意見を持ち寄りいただきます。そして、協議会の中でその意見を話し合っ、どのように評価していくかというのを総合的に決めていただいております。

白石委員 成果指標が10項目中1項目しか達成できなかったということなのですが、新規登録者ですとか来館者ですとか、いわゆるコロナ禍の影響を多分に受けたという側面は結構あるのかなと感じますけども、まずはそういう認識でよろしいでしょうか。

宮下図書館長 そのとおりでございます、令和2年度から急激にこの数値というのは落ち込んでおりますので、コロナの影響があったと認識してございます。

渡邊教育長 10項目ありますが、その中でコロナの影響を受けたものとそうでないものと少し説明していただくことはできますか。

宮下図書館長 コロナ禍の影響を受けたものについては、1の市民登録率等と18歳以下の子どもの登録率、それと新規登録者と来館者数とレファレンスの受付件数でございます。

受けなかったものは、6の図書館ホームページの1日平均のアクセス数ですとか、あとは地域資料の蔵書数になると考えています。

白石委員 評価基準値というのはどんなふうにして出す数値なのでしょう。

宮下図書館長 第2次基本計画を定めるときに、基本計画の最終年である令和9年の目標値というのをまず決めました。こちらの評価基準に使ったものは、その9年までの目標値を均等に割って出したものでございます。

白石委員 コロナ禍が明けて、来年度以降はだんだんこの数字が復活してきてほしいなと思っていますけども、中央図書館機能や淵野辺南口の再編を含め、お互いに連携を取りながらやっていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

平岩委員 この事業評価は、今後どのように活用されるのでしょうか。

宮下図書館長 内部の活用については、ここで達成できなかった部分を強化しながら、できるところを優先的に取り組んでまいります。外部への情報提供は、こちらを公表することで行っております。この目標を達成できない原因が、本の予算に比例して、新鮮度が低いという点もありますので、これから予算の確保に向けた努力をしてまいります。

平岩委員 市役所の中の予算の確保もそうなのですが、図書館だけでは対応しきれないところの評価が低くなっているのが分かるので、ただ公表するだけではなくて、それなりのところにアピールもした方がよいのかなと思います。せっかくこれだけのものを時間をかけて作成するので、ただ公表して終わりというのはもったいないような気がいたします。

渡邊教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、この件は終了いたします。

## 中央図書館機能基本方針について

渡邊教育長 次に、日程 9、報告第 10 号、「中央図書館機能基本方針について」を議題といたします。事務局より説明いたします。

宮下図書館長 報告第 10 号、中央図書館機能基本方針についてご説明申し上げます。

別紙 1 は概要、別紙 2 は方針本体となっており、本日は別紙 1 の概要に沿ってご説明申し上げます。別紙 1 の 1 ページをご覧ください。

1、方針策定の目的と位置付け、(1) 目的として、令和 2 年度策定の「第 2 次相模原市図書館基本計画」で定めた施策の方向「中央図書館機能の確立・充実」に基づき、第 2 次計画の様々な施策を推進する上で重要な運営基盤となる中央図書館機能を具体化することを目的としております。

(2) 位置付けといたしまして、第 2 次計画のほか、相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムや次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりビジョン等との整合を図ります。また、策定に当たりましては、図書館協議会において、有識者等のご意見を伺うとともに、市政モニター等の機会を捉えて市民からご意見を伺っております。

次に 2、中央図書館機能の概要と現状、(1) 中央図書館機能の概要として、中央図書館機能は、本市図書館施策を企画及び統括し専門的業務を担うとともに、第 2 次計画の各基本目標の施策に対し、積極的な推進や調整を図る役割を担い、本市図書館が抱える課題の解決に向けた取組を推進いたします。右の図でお示したとおり、市立図書館において中央図書館機能として 3 つの機能を実施し、地域図書館 3 館をはじめとする本市図書館全体の司令塔の役割を担うものでございます。

(2) 中央図書館機能の現状、確立・充実に向けて、第 2 次計画では、現施設において実現可能な中央図書館機能の充実にも取り組むこととしており、現在の運営体制においても、例えば電子書籍サービスの推進等の一部の施策を実施しています。確立・充実に向けた今後の取組として、本市図書館全体に効果を及ぼすような施策や、例えば蔵書の保存機能や配送機能の充実など施設面の整備が伴う施策、専門的機能を生かした支援体制の確立等が必要でございます。

2 ページをご覧ください。3 の中央図書館機能の確立・充実でございますが、今後確立・充実していくべき実現の方策は下の表のとおりです。

まず（１）企画・統括機能につきましては、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応した全市的サービスの企画・推進、資料の収集・保管の統括及び本市図書館全体を捉えた資料構築、図書館ネットワークの管理・運用、関係機関、団体等との全市的な連携の推進を図ります。

例えば、表の５行目、蔵書の保存機能の確立では、図書館の蔵書を長期的に保存することにより、各図書館で保存スペースが逼迫している状況を改善し、本棚の魅力向上を図ります。また、将来的に見込まれる蔵書規模への対応を可能とし、必要な蔵書の保存と継承を図ることにより、市民が必要な蔵書に出会えるようになります。そのほか、配送機能の充実では、公民館等図書室への配送回数の増加などに取り組むことにより、予約した本が市民の手元に早く届くようになります。

次に（２）専門的機能では、充実した資料群、設備、専門的人材による、多様化、高度化するニーズに対応したサービスの提供と地域図書館や公民館等図書室の支援を図ります。

例えば、表の３行目、地域図書館等への支援の実施では、地域図書館や公民館図書室単独では解決が難しい課題への支援や、サービス向上のための支援も実施することで、市民がどの図書館においても、同じサービスが受けられるようになります。

次に（３）人材育成機能では、中長期的な視点による専門的な人材の確保・育成を図ります。

例えば、専門的な人材の確保や体系的な人材育成を行うことにより、一定水準の専門的なスキルを身につけたスタッフが、市民一人ひとりに深く寄り添い、的確にニーズに対応するなど、高度なサポートを受けられるようになります。

３ページをご覧ください。４、中央図書館機能の効果として、中央図書館機能の確立・充実により期待される効果等を示しております。

（１）第２次計画における課題への対応といたしまして、先ほどの３の説明でお示した具体的な取組と効果の概要を整理すると、この図のようになります。第２次計画の から までの課題に対し、中央図書館機能として解決を図る取組を行います。

次に（２）の蔵書のあり方と新たな蔵書構築体制の確立として、市民の多様なニーズに応え、様々な目的で活用される幅広い蔵書の充実を目指します。より多くの市民が図書館を主体的な学びに活用できるようにするためには、十分な量の蔵書によって過去から現在までに生み出された知識・情報へのアクセスが保証されていることと、社会の変化に対応する新たな知識や情報を得るために、それらが十分な量の蔵書について適切かつ継続的に



更新を図り、必要な蔵書の未来の市民へ継承することが必要です。

3つの図では、蔵書の活用方法について、過去に学ぶ、現在を豊かにする、未来につなぐと整理しております。例えば過去に学ぶでは、過去の出来事、読み継がれてきた作品、本市の歩み、体系化された知識など、これまで蓄積されてきた知識や情報、文化から学びを得るための蔵書の長期的な価値を見極めて適切に保存したり、展示等により蔵書の価値を伝える機会を促進したりします。取組の一例として、地域の歴史や文化を知る郷土資料について、博物館と連携して展示を行い、シビックプライドの醸成を図るなど、蓄積してきた蔵書の活用を図ります。

下段に移りまして、中央図書館機能による新たな蔵書構築体制の確立を図るとともに、中央図書館機能及び各施設の役割に応じた蔵書構築の方針を定め、本市全体としてより効果的な蔵書構築を行うことで、より多くの市民が図書館の蔵書を活用できることを目指します。

下の蔵書構築の役割の図でお示したとおり、中央図書館機能では、他の施設にない機能として、専門的なレベルの資料など地域図書館等とのサービスを補完する資料や電子書籍等の推進などについて充実を図り、各施設をサポートします。

4ページをご覧ください。次に、今後の蔵書規模の見込みとして、今後増加が見込まれる蔵書冊数や、中央図書館機能における蔵書の保存機能の確立等を踏まえ、開架新鮮度の向上を図りながら、必要な蔵書を適切に保存し、将来に継承していくことができる本市図書館全体の蔵書冊数として、170万冊程度の規模を見込みます。また、その場合は、中央図書館機能を持つ新たな市立図書館の蔵書冊数として約70万冊が必要となります。

蔵書の全体像と冊数の図では、新しい図書館整備後の蔵書の全体像として、新しい図書館や地域図書館、公民館等図書室の蔵書冊数のイメージを示しております。

次に、中段の電子的な資料やサービス提供の視点では、デジタル化された資料の提供やオンラインデータベースの提供や、令和4年度からは電子書籍サービスの提供を試行実施しており、当面は物理的な資料を主体に蔵書構築を進めながら、今後の動向を注視しつつ電子的な資料やサービスのハイブリッドな蔵書構築及びサービス提供等に努め検討を進めます。

続いて(3)新たな図書館ネットワークでは、市域が広く、その中に都市部と中山間地域を持つ本市の特性を踏まえ、より多くの市民が図書館を利用して暮らしや地域の発展に生かすためには、市域全体に蔵書やサービスを行き届かせる新たな図書館ネットワークの

確立が不可欠であり、資料配送網と図書館システムについての在り方を示しております。

まず、資料配送網では、本市では図書館に加え、公民館等図書室がサービスポイントとして大きな役割を果たしておりますが、その立地状況によっては利用率が低い地域があり、市域全体にサービスを行き届かせることが課題となっております。また、利用者アンケートでは資料の予約から提供までの時間について、不満を感じている方が多い傾向にあります。そのため、中央図書館機能を中心とした新たな図書館ネットワークの確立により、資料配送機能の充実と5ページの図書館サービスが十分に行き届いていない地域への施策の検討に取り組みます。

続いて、図書館システムでは、新型コロナウイルス感染症拡大による大きな生活様式の変化や、生産年齢人口の急減な減少等が予想される「2040問題」を踏まえまして、ICTの活用による業務効率化と市民サービスの利便性向上に取り組みます。例えば、ICTタグによる手続のセルフ化・非接触化や、AIやアプリ等の技術の活用、電子書籍等の非来館型のサービスの充実拡充など、貸出・返却の管理システムだけではなく、これまでにない新たなインターフェースの改革に取り組みます。

(4) 新たな役割への対応では、第2次計画策定後の社会情勢の変化や、図書館に関する政策等の動向を踏まえ、中央図書館機能が図書館施策の企画・推進における中心となり、新たな役割への対応を検討します。

例えば、公共図書館の国際的な理念である、「IFLA-UNESCO公共図書館宣言2022」において新たに「社会的包摂」という役割が加わっていることを踏まえ、中央図書館によって推進する読書バリアフリー等の視点など、市民誰もが知識や情報にアクセスし、主体的に学ぶことができる機会の充実に取り組みます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

白石委員 体系的に整理された基本方針になっているのではないかなと思います。是非、地域社会に何ができるのかという視点を持ち、図書館が先頭に立ってリードしていくような存在になっていただければうれしいです。

宇田川委員 別紙1、2ページの(2)専門的機能に、地域図書館や公民館図書室単独では解決が難しい課題と書かれておりますが、具体的にどのような課題なのでしょう。

宮下図書館長 場所により様々でございますが、公民館等図書室は1人で運営しており、

図書の数も図書館に比べれば大分規模の小さいものです。資料が不足していることにより、調べられないものがあるほか、レファレンス機能がないといった課題もあります。

宇田川委員 5ページの新たな役割への対応ということで、社会的包摂は重要であり、かつとても大変なことだと思っているのですが、その中で、市民誰もが知識や情報にアクセスし、主体的に学ぶことができる機会の充実を図るということについて、もし見通しが立っていれば、その機会の充実を具体的に教えてください。

宮下図書館長 具体的な見通しといたしましては、ICTを活用して、その情報にアクセスしやすいような仕組みを整えていこうと考えております。

岩田委員 中央図書館の高度化、専門化、サービスの向上について、とても充実しているということが分かりました。しかし、18歳以下の貸出数が減少しているおり、若い人はどんどんスマートフォンで本を読むようになってきているというときに、本離れへの対策はどういったところに盛り込まれるのでしょうか。

宮下図書館長 統括機能に含まれると考えております。今は3館別々で催しをやっているのですが、総括して計画的にイベントを実施していく予定です。

岩田委員 今後、どういう形で市民に公表していくのでしょうか。

宮下図書館長 公表につきましては、ホームページや図書館内で資料を公開していきたいと考えております。

岩田委員 事業評価についても、細分化し、丁寧に説明していますが、それをただ公表するだけではなく、見せ方、伝え方を工夫してもらえればと思います。

宇田川委員 今の市民の方たちへの周知ということにも関連してくると思うのですが、市民の誰もが知識や情報にアクセスできるよう、ICTを活用することだったのですけれども、そこから情報をたくさんゲットできる市民もいれば、やはりそこの接点がなかなかない方もたくさんいらっしゃると思うので、そういった方たちへどうつなげていくのかという視点も忘れずに考えていただけたらありがたいなと思います。

小泉教育長職務代理者 中央図書館機能の基本方針と位置付けの中で、淵野辺駅南口周辺まちづくりビジョン等との整合を図るということですが、具体的に教えてください。

宮下図書館長 配送機能につきまして、今、配送拠点がない状態ですので、配送所というのを設けて早く本が届くということをまちづくりビジョンの中でやっていきたいということでございます。

小泉教育長職務代理者 図書館側からも、まちづくりのビジョンにアプローチしていると

いうことでよろしいでしょうか。

宮下図書館長 はい、そのとおりでございます。

平岩委員 私も皆さんがおっしゃるように、図書館になじんでいない方には、もちろんこれをきっかけになじんでほしいのですが、中央図書館機能として、専門的なものもあるというところもアピールし、周知を図ることも必要だと感じました。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ほかにございませんので、この件は終了いたします。

それでは、前回定例会議後の私の活動状況等について、ご報告をいたします。

1月27日、旧東清掃事業所の解体工事に伴い、発掘、試掘調査を行っている鵜野森柏木北遺跡発掘調査の現地公開を視察してまいりました。市民の皆さんも大勢いらっしゃって、職員の説明を熱心に聞いていました。

1月29日、指定都市教育委員会協議会が北九州市で開催され、本市はオンラインで参加させていただきました。

それから2月3日、令和5年度第48回相模原市公民館のつどいが開催され、公民館報の表彰式や新たな担い手の発掘等をテーマとした講演会がありました。

2月4日は、15名の退職校長が叙勲を受けられたことに対し、退職校長会主催の叙勲祝賀会がございました。在職時に教員、校長先生等としてご尽力いただいたことが認められ、叙勲を受けられたのですが、その後も大学や地域などで後身の育成や地域のために働きかけているということがよく分かりました。

2月5日、学校経営研究会が行われ、校長会における様々なテーマでの研究について、発表がございました。

また、2月6日の降雪による各学校の休校状況についてご報告させていただきますと、19校が休校、57校が登校時刻の繰下げを行った状況でございます。

私からは以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は3月27日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は、3月27日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

( 休憩 ・ 1 1 : 3 8 ~ 1 1 : 4 4 )

相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について

( 公開しない会議 原案どおり可決 )

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

正午 閉会